

**【文書名】**

○万引き防止に向けた総合的な対策の強化について

(平成 31 年 4 月 16 日付け香生企第 202 号)

**【概要】**

万引き防止対策は、関係業界、関係機関等と連携して、持続的に取り組んでいく必要があり、そのための総合的な対策を強化するものである。

主な内容は、万引きをさせない社会づくりの推進、万引きに対する適切な事件処理の推進、持続的な取組の推進等である。